

【講座紹介】 渋谷会 WEB ストリーミング講座 <<#950>>

R06 宅建基幹講座 「全分野セット」

宅建合格に必要な知識をしっかりと身につける講座

担当講師 佐伯竜

渋谷会 10th Anniversary 特別価格

渋谷会 宅建基幹講座 全 68 回 約 62 時間 30 分

全分野セット 特別価格: ¥39,600-(税込)~

<<権利関係編>> 2023 年 12 月開講済み

- ・事案・法律用語を一つずつ丁寧に講義します
- ・常に板書を書きながら講義を聞くことで、体系的な理解を深めます

<<宅建業法編>> 2024 年 1 月 開講予定

- ・満点を目指すため、体系的にしっかりと理解し、暗記項目を明確にする
- ・解き方を押さえるべきところは、インプット段階から解き方をふまえて理解する

<<法令上の制限編>> 2024 年 2 月開講予定

- ・基本事項を体系的に理解し、暗記項目を明確にする
- ・処理型問題は処理の仕方自体を押さえていく

その他、講座の詳細は【渋谷会 WEB サイト】で

(印刷版教科書、ストリーミング講義、映像・音声ダウンロード、質疑応答など、、、)

渋谷会 WEB サイト

<https://shibuyakai.com/>

【使用教材】

令和6年版【渋谷会】宅建教科書

1. 権利関係編
2. 宅建業法編
3. 法令上の制限編

※ PDF データは無料配布

令和6年版
渋谷会 宅建教科書
権利関係編



渋谷会

※ 有料印刷配送サービス:

権利関係編・宅建業法編 2024年1月下旬発送開始

法令上の制限編 2024年2月下旬発送開始

※ 講義中に記載した【板書】・「教科書の書き込み」は、PDF データで配布します

R05【問 11】 AがBとの間で、A所有の甲土地につき建物所有目的で期間を50年とする賃貸借契約（以下この間において「本件契約」という。）を締結する場合には、借地借家法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

普通借地

定期借地

4 本件契約がBの居住のための建物を所有する目的であり契約の更新がない旨を定めていない契約であって、期間満了する場合において甲土地上に建物があり、Bが契約の更新を請求したとしても、Aが遅滞なく異議を述べ、その異議に更新を拒絶する正当な事由があると認められる場合は、本件契約は更新されない。

4 正しい(正解肢)

借地借家法

更新
が
終了

★ 借地権の更新 / 終了手続

- ① 更新SK
- ② 使用継続



+
建物がある★

- ① 滞りなく更新
- ② 正当事由

借地権設定者
地主